

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 30 年 5 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1	基幹統計調査の承認	1
	小売物価統計調査	2
2	一般統計調査の承認	4
3	届出統計調査に係る届出の受理	
	(1) 新規	5
	(2) 変更	6

〔凡 例〕

1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。）」は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合や、基幹統計（統計調査以外の方法により作成されるものに限る。）に係る作成方法の通知がなされた場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法（昭和22年法律第18号）→ 旧統計法
- 統計法（平成19年法律第53号）^{（注1）}→ 新統計法
- 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）^{（注2）}→ 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

- （1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

- （2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

- （3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

- （4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあっては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）^{（注3）}である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

- （5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

- （6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

一般統計調査の承認及び届出統計調査に係る届出の受理については、これらの一部項目を一覧形式で掲載している。

【統計調査単位で掲載している項目】

調 査 名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承 認 年 月 日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実 施 機 関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目 的	調査の実施目的を記載した。
沿 革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。
調 査 票 の 構 成	調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。
公 表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備 考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票	調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。
対象範囲（地域）	調査対象となるものの地域的範囲を記載した。
対象範囲（属性）	調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。
客体数／母集団数	回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない）。 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。
選 定 方 法	報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。
母 集 団 情 報	報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合）
配 布 ・ 取 集	調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。
把 握 時 間	調査の把握時点又は把握期間を記載した。
調 査 組 織	調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 (注) 一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。
調 査 周 期	調査の実施周期を記載した。
実施期間又は提出期限	調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。
調 査 事 項	報告者に対して報告を求める事項を記載した。

1 基幹統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施機関
H30. 5. 25	小売物価統計調査	総務省統計局 統計調査部消費統計課 物価統計室

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計調査の承認状況について掲載したものである。

【調査名】	小売物価統計調査
承認年月日	平成30年5月25日
実施機関	総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室
目的	小売物価統計（国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。
沿革	昭和25年6月から毎月調査として開始。 平成25年に、別途実施されていた「全国物価統計調査」との統合に伴い、従前の毎月調査を「小売物価統計調査（動向編）」、新たに創設された地域別価格差、店舗形態別価格及び銘柄別価格を把握するための毎年調査を「小売物価統計調査（構造編）」として再編。
調査票の構成	1－小売物価統計調査【動向編】 2－小売物価統計調査【構造編（地域別）】 3－小売物価統計調査【構造編（店舗形態別）】 4－小売物価統計調査【構造編（銘柄別）】
公表	インターネット及び印刷物（集計完了の都度）
備考	1. 今回の承認は、平成31年2月以降の調査についての変更承認 2. 承認内容は、構造編（銘柄別）に関する対象品目の一部入替え
調査票－1	小売物価統計調査【動向編】
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	商品の販売又はサービスの提供が事業として行われている事業所及び民営借家に居住している世帯
客体数／母集団数	約28,000事業所、約25,000世帯
選定方法	無作為抽出・有意抽出
母集団情報	【調査員調査品目（民営家賃を除く。）】総務大臣が定める調査地域内において、都道府県知事が調査地区を設定し、設定した調査地区から当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定 【民営家賃】総務大臣が定める調査地域内において無作為抽出した調査地区に居住する民営借家世帯を、都道府県知事が選定 【都道府県調査品目】都道府県知事が、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定 【総務省調査品目】総務大臣が、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定
配布・収集	なし（調査員又は都道府県・総務省による聞き取り）
把握時	【調査員調査品目（民営家賃を除く。）】毎月の12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日。ただし、一部の生鮮食品等については、毎月の5日、12日及び22日を含む各週の水曜日、木曜日又は金曜日 【民営家賃】毎月の12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日 【都道府県調査品目】毎月の12日を含む週の水曜日。ただし、宿泊料については、毎月の5日を含む週の水曜日（休日の前日である場合にあっては、翌週の月曜日）及び土曜日 【総務省調査品目】毎月の12日を含む週の水曜日。ただし、遊園地入場・乗物代については、毎月の12日を含む週の日曜日
調査組織	【調査員調査品目（民営家賃を除く。）】総務省－都道府県－指導員・調査員－報告者 【民営家賃】総務省－都道府県－指導員・調査員－報告者 【都道府県調査品目】総務省－都道府県－報告者 【総務省調査品目】総務省－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査員及び指導員は都道府県知事に対しその定める期限までに、都道府県知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票及びその他の調査関係書類を提出
調査事項	総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金及びこれらに附帯する事項（事業所の名称、事業主の氏名、所在地等）

調査票－2	小売物価統計調査【構造編（地域別）】
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	商品の販売又はサービスの提供が事業として行われている事業所
客体数／母集団数	約500
選定方法	有意抽出
母集団情報	総務大臣が定める調査地域内において、都道府県知事が、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定
配布・収集	なし（調査員による聞き取り）
把握時	奇数月の12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日
調査組織	総務省－都道府県－指導員・調査員－報告者
調査周期	隔月（奇数月）
実施期間又は提出期限	調査員及び指導員は都道府県知事に対しその定める期限までに、都道府県知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票及びその他の調査関係書類を提出
調査事項	総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金及びこれらに附帯する事項（事業所の名称、事業主の氏名、所在地等）
調査票－3	小売物価統計調査【構造編（店舗形態別）】
対象範囲（地域）	全国（東京都を除く。）
対象範囲（属性）	商品の販売又はサービスの提供が事業として行われている事業所
客体数／母集団数	約1,000
選定方法	有意抽出
母集団情報	総務大臣が定める調査地域内において、道府県知事が、必要な店舗の形態別に、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定
配布・収集	なし（調査員による聞き取り）
把握時	偶数月の12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日
調査組織	総務省－道府県－指導員・調査員－報告者
調査周期	隔月（偶数月）
実施期間又は提出期限	調査員及び指導員は道府県知事に対しその定める期限までに、道府県知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票及びその他の調査関係書類を提出
調査事項	総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金及びこれらに附帯する事項（事業所の名称、事業主の氏名、所在地等）
調査票－4	小売物価統計調査【構造編（銘柄別）】
対象範囲（地域）	東京都区部
対象範囲（属性）	商品の販売又はサービスの提供が事業として行われている事業所
客体数／母集団数	約15
選定方法	有意抽出
母集団情報	総務大臣が定める調査地域内において、東京都知事が、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定
配布・収集	なし（調査員による聞き取り）
把握時	偶数月の12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日
調査組織	総務省－東京都－指導員・調査員－報告者
調査周期	隔月（偶数月）
実施期間又は提出期限	調査員及び指導員は東京都知事に対しその定める期限までに、東京都知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票及びその他の調査関係書類を提出
調査事項	総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金及びこれらに附帯する事項（事業所の名称、事業主の氏名、所在地等）

2 一般統計調査の承認

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
幹線旅客流動実態調査 (オンライン調査の導入に向けた試験調査)	平成30年5月1日	国土交通省鉄道局 施設課	2020年度実施予定の第7回幹線旅客流動実態調査において導入を計画しているオンライン調査の実施方法及び調査結果への影響を把握し、同調査の統計精度の一層の向上に資するための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	3,600人	有意抽出	調査員 郵送 オンライン	1回限り	調査実施日から1週間以内	
工場立地動向調査	平成30年5月9日	経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域企業高度化推進課	工場の立地動向を全国にわたり統一した基準で迅速に調査することにより、工場立地の実態を把握し、工場立地の適正化及び土地利用の合理化に役立てるための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	500企業・事業所・団体	全数	郵送 オンライン	半年	上期調査：調査実施年の7月～9月 下期調査：調査実施年の12月～翌年2月(12月に配布した調査票の提出期限は1月とする。)	
非鉄金属等需給動態統計調査	平成30年5月17日	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課	非鉄金属等の需給の実態を明らかにすることにより、我が国における非鉄金属等の安定的かつ効率的な供給の確保を図る等、鉱物資源に関する政策検討の基礎資料を得ることを目的とする。	全国	3	650事業者	全数 無作為抽出	郵送 オンライン FAX	毎月	調査実施月の翌月12日	
訪日外国人消費動向調査	平成30年5月21日	国土交通省観光庁観光戦略課観光経済調査室	訪日外国人旅行者の消費動向を明らかにし、外国人観光客誘致に関する施策の企画立案、評価等のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	3	73,800人	有意抽出 無作為抽出	調査員	四半期	1月～3月、 4月～6月、 7月～9月、 10月～12月	
社会福祉施設等調査	平成30年5月25日	厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室	全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握して社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	12	26,442施設 90,921事業所	全数 無作為抽出	郵送 オンライン	1年	[基本票] 毎年8月下旬～10月上旬 [詳細票] 毎年9月下旬～12月上旬	
介護サービス施設・事業所調査	平成30年5月25日	厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室	全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。	全国	14	17,847施設 128,347事業所	全数 無作為抽出	郵送 オンライン	1年 (年利用者票及び訪問介護連記票(訪問介護の提供内容)は3年周期)	[基本票] 毎年8月下旬～10月上旬 [詳細票] 毎年9月下旬～12月上旬	

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

3 届出統計調査に係る届出の受理

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・取集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(1) 新規	大分県工業生産動態統計調査	平成30年5月7日	大分県企画振興部 統計調査課	大分県の工業の実態を把握し、大分県鉱工業指数の基礎資料を得ることを目的とする。	大分県全域	3	50事業所	有意抽出	郵送 オンライン FAX	毎月 (平成30年 6月調査 以降)	翌月の15日
	認定農業者アンケート調査	平成30年5月9日	静岡市経済局農林 水産部農業政策課	平成26年度に策定した「静岡市農業振興計画」において、静岡市農業が目指す将来像「みんなでつながるしずおか農業」の実現に向けて設定した成果指標について、進捗状況を定期的に把握するとともに、その結果を今後の計画見直し作業等に反映することを目的とする。	静岡市全域	1	589人	全数	郵送	不定期 (原則4 年)	平成30年2月1日～ 2月28日
	さいたま市新しいまちづくりのための市民アンケート調査	平成30年5月11日	さいたま市都市戦略 本都都市経営戦略 部	さいたま市次期総合振興計画策定に必要な市民の意見を把握し、同計画策定の基礎資料を得ることを目的とする。	さいたま市 全域	1	10,000人	無作為抽出	郵送	1回限り	平成30年6月8日～ 6月27日
	ゴルフ場の刈草及び枯 枝・枯木に関する調査	平成30年5月21日	千葉県環境生活部 循環型社会推進課	平成30年度におけるゴルフ場の刈草及び枯枝・枯木の状況について把握し、平成31年度に「千葉県バイオマス活用推進計画」のとりまとめを行うための基礎資料を得ることを目的とする。	千葉県全域	1	120事業所	全数	オンライン FAX	不定期 (原則5 年)	平成30年6月中旬～平 成31年4月末
	多様な人材の雇用と活躍 に関するアンケート調査	平成30年5月24日	大阪府商工労働部 商工労働総務課	人材の確保・定着と生産性に影響する企業の現状や取組、障がい者雇用の阻害要因や雇用可能性、雇用・定着の要因を把握し、大阪府の雇用促進施策とその対象の明確化に関する基礎資料を得ることを目的とする。	大阪府全域	1	4,000企業	無作為抽出	郵送	1回限り	平成30年6月中旬～ 7月31日
	市内中規模事業所の事業 活動にかかる実態調査	平成30年5月25日	仙台市経済局産業 政策部経済企画課	仙台市内中規模事業所の事業活動の実態や課題、支援ニーズなどを把握することにより、中小企業の成長支援に向けた施策立案の参考とするための基礎資料を得ることを目的とする。	仙台市全域	1	2,732事業所	有意抽出	調査員 郵送	1回限り	平成30年5月18日～ 6月上旬
	住民基本台帳による外国 人住民数調査	平成30年5月30日	千葉県総合企画部 国際課	千葉県内の市区町村ごとに住民基本台帳による国籍別外国人住民数を把握・集計し、本件の国際化施策の企画立案の基礎資料とすることを目的とする。	千葉県全域	1	54市町村	全数	オンライン	1年	毎年1月上旬～ 1月末日
	香川県がん検診受診者数 調査	平成30年5月31日	香川県健康福祉部 健康福祉総務課	香川県における今後のがん検診の受診率向上等の施策に活用するため、県内のがん検診を実施している医療機関において実施されたがん検診の受診者数を把握することを目的とする。	香川県全域	3	700医療機関	全数	郵送	1年	毎年7月上旬～ 11月下旬

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(2) 変更	滋賀県景況調査	平成30年5月9日	滋賀県商工観光労働部商工政策課	滋賀県内企業の景況感を把握し、施策の基礎資料とすることを目的とする。	滋賀県全域	1	600企業	無作為抽出	郵送	四半期	5月～6月、 7月～9月、 10月～12月、 1月～3月
	労働実態調査	平成30年5月21日	宮城県経済商工観光部雇用対策課	宮城県内の民営事業所における賃金、労働時間等の実態を把握し、労務改善等の基礎資料とすることを目的とする。	宮城県全域	1	2,000事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年7月31日～ 8月31日
	東京都財政収支調査	平成30年5月21日	東京都総務局統計部調整課	東京都の区域に所在する政府諸機関の財政収支の実態を把握し、都民経済計算における基礎資料を得ることを目的とする。	東京都全域	4	320機関	全数	郵送 オンライン	1年	毎年8月1日～ 9月30日
	静岡市女性の労働実態調査	平成30年5月22日	静岡市市民局男女参画・多文化共生課	雇用均等法遵守の観点、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)、及び女性が就労を継続することによるM字カーブの解消とキャリア形成の実現へとつなげていくため、女性の労働実態を調査し、改善策を探ることを目的とする。	静岡市全域	2	500事業所 2,000人	有意抽出	郵送	不定期 (原則5 年)	平成30年5月25日～ 6月8日
	長野県女性雇用環境等実態調査 (変更前:女性雇用環境調査)	平成30年5月25日	長野県産業労働部労働雇用課	働きやすい労働環境の整備のため、職場における男女共同参画、ワークライフバランス等について、長野県内民営事業所の取組実態を把握し、労働者の意識を明らかにして労働行政の基礎資料とすることを目的とする。	長野県全域	2	4,000事業所 2,000人	無作為抽出 有意抽出	郵送	4年	平成30年5月下旬～ 6月下旬 平成30年7月下旬～ 8月中旬
	広島県職場環境実態調査	平成30年5月25日	広島県商工労働局雇用労働政策課	広島県内企業における職場環境の整備状況等の実態を調査して明らかにし、効果的な行政施策を行うための基礎資料とすることを目的とする。	広島県全域	4	2,500事業所 7,500人	無作為抽出	郵送 オンライン FAX	1年 3年	毎年6月1日～6月19日 調査実施年の6月1日 ～6月19日
	次世代育成支援状況に関する企業アンケート	平成30年5月28日	神戸市こども家庭局こども企画育成部総務課	神戸市内における、仕事と子育ての両立に必要な雇用環境の整備の状況を把握し、神戸市次世代育成支援対策推進行動計画の進捗状況の検証の基礎資料とすることを目的とする。	神戸市全域	1	700事業所	全数	郵送	1年	毎年7月1日～7月31日
	労働条件実態調査	平成30年5月29日	滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課	滋賀県内の民営事業所に雇用されている労働者の労働条件の実態を明らかにし、労務管理改善等の基礎資料とする他、労働関係諸機関の参考資料とすることを目的とする。	滋賀県全域	1	1,000事業所	無作為抽出	郵送	1年 (ただし、 「労働環境 等実態調 査-事業所 調査」を実 施する年 には、実 施しない)	毎年7月1日～7月31日

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が受理した届出統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。